＜令和６年度版＞

介護事業者に対する支援策のご紹介

○かいごチャレンジ職場体験事業【1】

○介護職員就業促進事業【2】

○訪問介護採用応援事業【3】

○介護職員奨学金返済・育成支援事業【4】

○介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業【5】

○介護職員宿舎借り上げ支援事業【6】

○介護現場改革促進事業

・デジタル機器導入促進支援事業【7】

・次世代介護機器導入促進支援事業【8】

・人材育成促進支援事業【9】

○介護支援専門員法定研修受講料補助【10】

○居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業【11】

※各事業ごとに別スライドとなっていますので、事業者への周知の際にぜひご活用ください。

令和６年度 かいごチャレンジ職場体験事業

東京都

（旧；介護の仕事就業促進事業（TOKYOかいごチャレンジインターンシップ））

事業内容

○　介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援

○　職場体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう

参加者（都民）募集

▶ 対　象　介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問（学生も介護福祉士養成課程以外対象）

▶ 募集数　１，０００名程度

○キャリアカウンセラーから意向に沿う体験先を調整

○職場体験参加１日あたり5,000円の支援金支給
（１事業所5日まで、1人3事業所まで）

○体験後就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング

受入事業者募集

▶ 対　象　都内介護保険施設または事業所

▶ 募集数　８００所程度

○体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催

○体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー

○職場体験受入1日あたり7,100円の支援金支給

参考

※ 民間の人材会社に委託して実施（令和６年４月以降、受託者決定次第、順次募集開始）

※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigochallenge.html（「かいチャレ」で検索）

※　本事業は介護保険サービスが対象ですが、保育・児童及び障害福祉サービスを体験先とした事業を生活福祉部にて令和６年度より実施予定です（「福祉の仕事就業促進事業」）。

東京都福祉局

令和６年度 介護職員就業促進事業

東京都

支援内容

事業者が新たに採用した介護職員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費　対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料、求人広告費　など　※指導員費は対象外です。
- ▶ 負担額上限　１人あたり １９８万円　又は　１２０万円まで （勤務時間の長さによる）　※週20時間以上の勤務が対象です。
- ▶ 募集人数　９５０名程度　（１事業所あたり最大３名。経験者は１事業所あたり１名まで）

条件

- ▶ 対象期間　雇用開始日～令和７年１月３１日の期間で最大６か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始　令和６年５月上旬～１１月１日（予定）
- ▶ 対象条件　勤務の一部として、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
  - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
  - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所　公募により決定された都内の介護保険施設等（※訪問介護事業所を除く。）
  事業者公募４月上旬～中旬（※６月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）

参考

※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html
【東京都福祉人材センター】https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html

東京都福祉局　　人材センター

令和６年度 訪問介護採用応援事業

東京都

支援内容

事業者が新たに採用した訪問介護員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費　対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料、求人広告費　など　※指導員費は対象外です。
- ▶ 負担額上限　１人あたり １９８万円　又は　１２０万円まで （勤務時間の長さによる）　※週10時間以上の勤務が対象です。
- ▶ 募集人数　３００名程度　（ １事業所あたり最大３名。経験者は１事業所あたり１名まで）

条件

- ▶ 対象期間　雇用開始日～令和７年１月３１日の期間で最大６か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始　令和６年５月上旬～１１月１日（予定）
- ▶ 対象条件　勤務の一部として、原則、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
  - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
  - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所　公募により決定された都内の訪問介護事業所等
  事業者公募４月上旬～中旬（※６月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）

参考

※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の介護職員就業促進事業の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html
【東京都福祉人材センター】https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html

東京都福祉局　　人材センター

令和６年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業

東京都

支援内容

介護職員の奨学金返済支援と育成に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

- ▶ 対象経費　　事業者が対象職員に支払った「奨学金返済手当」の額
- ▶ 補助基準額　　月５万円上限（最大５年間補助）

条件

- ▶ 対象職員　　令和６年１月２日～令和７年１月１日に新たに採用した、介護業務未経験の者
- ▶ 対象奨学金　　日本学生支援機構（JASSO）、学校、地方公共団体の貸与型奨学金
- ▶ 補助条件　　対象職員が以下の期間で資格取得のステップアップに取り組むとともに、事業者がそれを支援する制度を有していること

期間	１年以内	３年以内	４（・５）年目
対象資格	介護職員初任者研修の修了	実務者研修の修了	介護福祉士国家試験の受験

参考

※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html
【東京都福祉保健財団】https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/

東京都福祉局

福祉保健財団

令和６年度 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

東京都

支援内容

住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、居住支援特別手当を、都が助成します。

- 対象要件　　各法人において居住支援特別手当を新たに設けた場合
- 助成額　　対象者一人あたり月額最大１万円
  （勤続５年目までの職員にはさらに１万円を加算）

条件

- 対象職種　　介護職員及び介護支援専門員
- 対象者　　常勤及び非常勤職員（所定労働時間週２０時間以上）
- 詳細について
  本事業の詳細は４月以降に都及び財団のHPに公開予定です。

参考

※ 事業詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html

東京都福祉局

令和６年度 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

東京都

支援内容

令和６年度より
１戸あたりの助成期間が撤廃されます。

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を、都が助成します。

- 対象経費　賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料　など
- 助成基準額　宿舎１戸あたり月８２，０００円
- 助成戸数　事業所の利用定員数に応じて、４戸から最大２０戸まで
  ただし、上限戸数に達した場合でも**外国人は枠外で助成**
- 実施規模　７，９１９戸

条件・補助率

災害対応要件	①区市町村から福祉避難所等の指定を受けている事業所	②区市町村と災害時協定（※）を締結している事業所	③その他の事業所
補助率	７／８		１／２

※【災害時協定について】「安否確認＋災害時のサービス提供等」又は「安否確認＋避難誘導」のいずれか

参考

※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html
【東京都福祉保健財団】https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/

東京都福祉局

福祉保健財団

令和６年度 デジタル機器導入促進支援事業

東京都

支援内容

介護事業所が、デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（介護業務支援システム）を導入する場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

対象事業所：都内において開設している介護事業所 (定員30名以上の特養・老健・GHは対象外)

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助基準額	補助率
介護業務支援 システム導入等経費	①ソフトウェアやクラウドサービス （購入費、リース料、導入設定費　等） ②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア （購入費、リース料、導入設定費　等） ③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 （購入費、設置費）※Wi-Fi環境整備に必要なもの ④他事業者からの照会等に応じた経費 （説明資料印刷代　等）※ＩＣＴ導入に関する照会等	事業所の職員数に応じて異なる。 職員1人～10人　133万4千円 職員11人～20人　213万4千円 職員21人～30人　266万7千円 職員31人～　346万7千円	3/4
効果的な導入及び 活用の支援に関する経費	システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費	１００万円	3/4

介護業務支援システムの主な対象要件

- **記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一通り行う(一気通貫となる)ことが可能となるものであること**
- **日中のサポート体制を常設していることが確認できるものであること**
- **厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」による情報収集に協力する意思を有すること**
- **IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」を宣言すること。**

参考

※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html
【東京都福祉保健財団】https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/

福祉保健財団

令和６年度 次世代介護機器導入促進支援事業

東京都

支援内容

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を都が補助します。

	（１）次世代介護機器導入支援事業		（２）次世代介護機器導入推進事業		（３）見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業	
対象施設	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援		・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援		・特別養護老人ホーム(定員30名以上)および併設される老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム	
対象機器	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ ・介護業務支援	・移乗介護 ・入浴支	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ ・介護業務支援	・移乗介護 ・入浴支援	・見守り支援機器	見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備
補助基準額（１台当たり）	６０万円 (1台当たり)	１３３万４千円 (1台当たり)	６０万円 (1台当たり)	１３３万４千円 (1台当たり)	６０万円 (1台当たり)	１,５００万円 (1法人当たり)
補助率	１／２	３／４	３／４	７／８	１／２	１／２

条件等

- 上記（２）次世代介護機器導入推進事業は、「アドバンストセミナー」への参加のほか、「公開見学会」等への協力が条件となります。
- 上記（３）見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業は1法人1回限り申請が可能。また、過年度に上記（３）又は「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」、「介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業」で補助を受けた法人は（３）の申請を行うことは出来ません。

参考

※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/index.html
【東京都福祉保健財団】https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jisedai/

福祉保健財団

令和６年度 人材育成促進支援事業

東京都

支援内容

介護事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善に取り組む場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

令和６年度より
居宅介護支援事業所が対象に追加されます

▶ 対象施設

介護保険サービスの事業所（介護予防支援事業所を除く。）

※過去に本補助金を申請した事業所、令和６年度にキャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所は対象外。

▶ 対象経費

対象経費	具体例
①コンサルティング経費	事業所の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更に当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	事業所の人材育成の仕組みに位置付けられている研修の受講又は資格取得に係る経費
③代替職員経費	本事業を活用して職員が研修受講・資格取得をする間、当該職員の不在期間中に代替で業務を行った職員の残業代、人材派遣職員の派遣料

▶ 補助基準額等

１事業所当たり３５万円　　補助率１０／１０

参考

※ 令和６年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和５年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html
【東京都福祉保健財団】https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/

福祉保健財団

令和６年度 介護支援専門員法定研修受講料補助

東京都

支援内容

介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

- 対象経費
  介護支援専門員の勤務先事業者等が負担した、資格取得及び更新に必要な研修（法定研修）の受講料

- 補助基準額・補助率
  研修受講料の３／４

主な研修	受講料	補助額 (3/4)	補助後 自己負担額
実務研修	44,600	33,400	11,200
専門研修Ⅰ	34,500	25,800	8,700
専門研修Ⅱ	23,800	17,800	6,000
再研修･更新研修（実務未経験者）	28,500	21,300	7,200
主任研修	52,600	39,400	13,200
主任更新研修	38,000	28,500	9,500

条件

- 対象者　　都内事業所において、介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者
  （研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込の者を含む）

- 対象事業所　居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等

参考

東京都福祉局

※ 事業詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/index.html

令和６年度 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業

東京都

支援内容

居宅介護支援事業所の事務職員雇用に必要な経費を、都が補助します。

- 対象事業所　　都内の居宅介護支援事業所
- 対象経費　　事務職員雇用経費（各事業所１名分）

条件

- 補助基準額　　250万円
- 補助率　　３／４
- 既に雇用している事務職員について
  補助対象とする予定

参考

東京都福祉局

※ 事業詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/index.html